

令和6年 第4回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和6年 第4回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和 6年 4月25日 (木) 午前10時00分～午前10時50分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
	5 番	成 田 敦 志	6 番	真 田 佳 則
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について			
日程第5 議案第1号	土地の現況証明願書の交付について			
日程第6 議案第2号	美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について			
日程第7 議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)			
日程第8 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)			
日程第9 議案第5号	農地法第4条の規定による許可申請について			
日程第10 議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)			
日程第11 議案第7号	農用地利用集積計画 (案) について (令和6年5月1日公告予定分)			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 只今から、令和6年第4回美瑛町農業委員会総会を開会致します。

本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 皆さんおはようございます。特に今日の現地確認に出席していただいた第2班の方々、早朝6時から現地確認のために参加していただきましてありがとうございます。

今日はちょっと、ここ数日寒い日が続いていますが、雨がもう少しは降ってほしいなというところです。今日は恵みの雨にはなるかどうかちょっと分かりませんが、雨が降っているような状況です。

一昨日のニュースで皆さんのご存じかと思えますけども、芽室町で大変痛ましい事故がありまして、自動操舵による死亡事故ということで、初めてこのような事故を聞きました。

これから益々皆さんにとっては大変忙しくなるかと思いますが、安全な作業をして、また怪我のないように心掛けて頂きたいと思っております。

今日は総会終了後、アグリパートナー事業の総会も控えておりますので、皆様のご協力のもとスムーズに進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長をお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、2番、荒川委員、10番、大場委員を指名いたします。
- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、3月29日、令和6年第3回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。
2番、4月4日、上川地方農業委員会連合会の令和5年度監査が行われ、会長が出席しております。
3番、4月8日、第73回美瑛町農業協同組合通常総代会が開催され、会長が出席しております。
4番、4月11日、令和6年度上川地方農業委員会連合会定期総会が開催され、会長が出席しております。
5番、同じく4月11日、令和6年度、地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、会長が出席しております。
6番、4月16日、美瑛町農業技術実証展示圃運営協議会の令和5年度監査が行われ、会長が出席しております。
7番、同じく4月16日、令和6年度美瑛町農業再生協議会通常総会が開催され会長が出席しております
8番、4月22日、令和6年度美瑛町農業技術実証展示圃運営協議会総会が開催され、会長が出席しております。
以上です。
- 議長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議長 次に日程第4、報告第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、番号1番から番号7番まで一括して事務局から報告をお願いします。
- 事務局 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてでございます。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知がありました貸主、■■■■さん、借主、■■■■さん外6件について報告いたします。
番号1番の解約につきましては、この後、議案第3号並びに第7号にて他の土地等も含めまして改めて賃貸や売買になる予定でございます。

番号2番の解約につきましては、議案第7号でこの後、売買の予定でございます。

番号3番並びに4番につきましては、この解約の後、議案第7号にて別の方に売買及び賃貸になる予定でございます。

番号5番の解約は議案第7号にて別の方に賃貸となる予定でございます。

番号6番並びに7番につきましては、保有合理化事業による賃貸でございましたけども、この後議案第7号にて別の方に残りの期間を引き継ぐ形で賃貸という形になる予定でございます。

今回提出された7案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地の引渡しの6か月以内に書面合意されているものでありまして、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立しているところをここに報告いたします。以上でございます。

○議 長 只今の報告第1号、番号1番から番号7番までについて、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 次に日程第5、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。

議案第1号、番号1番の件について審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についてでございます。農地法関係事務処理要綱の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった[]さん外6件の証明書の交付の可否について審議を求めるものでございます。

番号1番です。番号1番は農振農用地区域外で都市計画区域外でございます。現在、田としての利用はなく現状は倉庫等になっており、この後、地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[]委員から補足説明をお願いします。

○[]委員 はい、ただいま事務局の説明のあったとおりです。[]さんは去年から土地を減らし、事業の縮小を考えておりました。この度、倉庫等を整理するにあたり、土地を整理することいたしました。何ら問題がないと思いますので、よろしくお願

いたします。

○議長 ありがとうございます。
番号1番の件について、現地調査の結果を、 班長よりお願いいたします。

○ 班長 はい、今朝、第2班で確認してきました。現状は一部、建物に掛かっているということ、あとは狭くて畑として使用できないという観点から問題なしと第2班では判断しました。以上です。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 続いて議案第1号、番号2番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。番号2番でございます。番号2番は農振農用地区域外で都市計画区域外となっております。現在も畑としての利用はなく、現状は道路のようになっておりまして、この後地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります 委員から補足説明をお願いします。

○ 委員 はい、ただいまの事務局の説明のとおりです。第2班で現地確認をしてきましたが道路となっているような形になっています。地目変更は後からなると思いますのでよろしく願います。

○議長 長 ありがとうございます。
番号2番の件について、現地調査の結果を、 班長よりお

願いいたします。

○**班長** はい、今朝、第2班で確認してきました、現状道路ということで畑ではないということで問題ないということで第2班は判断してきました。以上です。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて議案第1号、番号3番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号3番につきましては、農振農用地区域外、都市計画区域内です。現在は田畑としての利用はなく、現状、原野等になっておりまして、これにつきましても地目変更登記の予定をしているものであります。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります**委員**から補足説明をお願いします。

○**委員** はい、ただいま事務局の説明のとおりです。**さん**はかなり前に農家を辞めていて、農用地の利用もなく、農振にもこの土地は入っていません。何ら問題ないと思います。どうぞご審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長 ありがとうございます。
番号3番の件について、現地調査の結果を、**班長**よりお願いいたします。

○**班長** 今朝、第2班で確認してきました。担当委員のご説明のとおり、農地として利用がないということから第2班としては問題ないということで判断しました。以上です。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 続いて議案第1号、番号4番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、番号4番につきましては、農振農用地区域外、都市計画区域外でございます。現在も田としての利用はなく、現状原野等になっており、地目変更登記等の申請を予定しているものでございます。以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から現地調査の結果も含めて、説明と報告をお願いいたします。

- 委員 ただいまの事務局の説明のとおりです。以前、令和5年10回総会で第2班が現地を確認しております。今回も今朝、確認してきております。現状は沢の中で、畑としては使用されておらず、また水源地としてこれからは使う予定があるということで、農地としては使えないということです。第2班としては理由がこういう状況なので問題ないということで判断してきました。以上です。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号4番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号4番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて議案第1号、番号5番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号5番につきましては、農振農用地区域外、都市計画区域外となっております。現在も畑としての利用はなく現状は山林化しており、これにつきましても地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま、事務局の説明のあったとおりです。20年以上前から畑としては使われておらず、また周りも畑などは一切ない箇所なので、何ら問題ないと思っておりますのでよろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
番号5番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。
- 班長 はい、今朝第2班で確認してきました。周りが山林とか原野ということ、ここ何十年も利用されていないということで第2班では判断してきました。よろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号5番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号5番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて議案第1号、番号6番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号6番につきまして農振農用地区域外、都市計画区域外でございます。畑等としての利用は現在もう既に無く、現状、山林原野化しており、これにつきまして地目変更登記等の申請を予定しているものでございます。以上で終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 この土地は以前の所有者の牛屋さんが放牧をしていたところでありまして、■■■■さんが買った時点でもう使われなくなり、現状、木が生えている状態になります。畑としては利用できない場所であり証明の交付をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
番号6番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 今朝、第2班で現地を確認してまいりました。傾斜で山林化しており農地としては使えないということで判断しました。
以上です。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号6番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号6番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて議案第1号、番号7番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号7番につきまして、農振農用地区域外、都市計画区域外でございます。畑として利用は現状なく、既に山林原野化しております。これにつきまして地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい、事務局の説明のとおりです。隣地が申請人の採草地で続くところの傾斜のきついところであり作物が作れず木が生えて現在非農地となっております。問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

○議 長 ありがとうございます。
番号7番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願ひいたします。

○■■■■班長 第2班で今朝、確認してまいりました。木が生えており傾斜で畑としては厳しいということで判断してきました。特に問題ないと思ひます。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号7番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号7番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第6、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
議案第2号、番号1番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について除外の件についてでございます。農業振興地域の整備に関する法律第13条の第1項の規定による農用地区域の除外につきまして同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を付しますので審議をお願いします。

それでは番号1番でございます。除外の目的につきましては、現在既に農家住宅等が建設されている状態になっておりまして、その現状に合わせるものとなっております。許可の理由といたしましては、農地法施行規則の第38条及び39条に基

づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議長 議案第2号、番号1番の件について、現地調査の結果を■■■■
班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 第2班で今朝、確認してまいりました。事務局から説明もありましたが、現状では一部農地に以前から古い住宅が建っているということなので、仕方がないということで判断してきております。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて議案第2号、番号2番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号2番につきましては、除外の目的は、既に山林原野化しており、今後も農地利用が困難なためとなってございます。許可の理由といたしまして農業振興地域制度に関するガイドラインの第16の1の④及び2の(1)のウに該当する除外となります。以上で説明を終わります。

○議長 議案第2号、番号2番の件について、現地調査の結果を■■■■
班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 第2班で今朝、現地を見てきております。この土地は、かなり以前より一部住宅と倉庫等が建っており、残りの部分についても山林原野化しており、今後農地としては使えないということで判断しました。以上です。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。

す。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて議案第2号、番号3番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号3番でございます。除外目的は、既に山林原野化しており今後も農地利用が困難なためとなっております。許可の理由といたしまして農業振興地域制度に関するガイドライン第16の1の④及び2の(1)のウに該当する除外となっております。以上で説明を終わります。
- 議 長 議案第2号、番号3番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。
- 班長 第2班で今朝、確認してまいりました。この土地も現況はもう既に山林化しており、農地としては使える状況に無いということで第2班は判断してまいりました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可

申請について所有権移転の件を議題とします。

議案第3号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転についてでございます。農地法3条の規定による農地の所有権移転申請のありました譲渡人、 さん、譲受人、 さん外1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。なお、議案第3号で審議頂く2案件につきましては農地法3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われま。

それでは番号1番でございます。番号1番につきましては、売買による所有権移転申請となっております。申請箇所は、JR美瑛駅から に約7.9キロの箇所で価格は10a当たり78,200円となっております。土地の表示等詳細につきましては、議案6ページのほうをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります 委員から補足説明をお願いします。

○ 委員 はい、ただいま事務局の説明のとおりです。こちらの土地は、この後出てくる議案第7号の農用地利用集積計画の番号31番の隣接地で農振に入っていないため、3条の案件となりました。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて議案第3号、番号2番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号2番についてでございます。売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約7.9キロの箇所となっております。価格は10a当たり10,000円でございます。土地表示等詳細につきましては、議案7ページのほうご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■委員 はい、この土地もこの後の第7号の議案であります農振地域の土地を売買するに当たって、この一筆だけの少ない面積ですが農振地区ではないため第3条による売買ということで他の雑種地とともに契約となります。単価についてはその兼ね合いもありましてちょっと低めですが、問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 次に日程第8、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借の件を議題とします。
議案第4号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借でございます。農地法第3条の規定による農地の使用貸借権の設定申請のありました貸主、■■■さん。借主、■■■さん1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。なお、議案第4号で審議頂くこの1案件につきましては、農地法3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われまます。

それでは番号1番でございます。使用貸借による申請の設定の申請となっております。申請箇所は、JR美瑛駅から■■■■に約7.9キロの箇所でございます。許可の期間は許可日から10年間となっております。土地表示等詳細につきましては議案8ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。■■■■さんは、高齢ということもあり、今回、息子さんの■■■■君へ経営移譲に伴うものです。■■■■君は現在40歳を過ぎ、地域内でのコミュニケーションが不慣れなところもありますが、今回を機に地域としても■■■■君の活躍を期待していきたいと思っております。よろしくご審議お願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第9、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についての件を議題とします。
議案第5号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。農地法第4条の規定による転用の許可申請のありました■■■■さんの許可の可否について審議を求めるものでございます。
番号1番につきましては、申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に7.3キロの箇所です。農家住宅建設のための転用の許可申請となっております。申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において指定されている農業振興地域内でございますが、農用

地の除外済みでございます。また、都市計画区域内となっております。農用地の転用は原則不可でございますけれども、農地法施行規則第38条並びに39条の第1項に該当する施設であり、農家住宅の建設は、農地転用許可することができるのとされているため、転用はやむを得ないと認められるものでございます。詳細につきましては議案9ページをご確認ください。

以上で説明終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。今、事務局から説明のあったとおりでございます。今朝、第2班によりまして現地確認してまいりました。今住んでいる住宅も老朽化しており新しくしたいとのことです。また、後継者の方も戻ってこられまして、そのためにも新築をしたいということなので何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 今朝、第2班で現地を確認してきております。地区担当委員からも説明ありましたが、農家住宅ということであり何ら問題ないと思っております。以上です。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第5号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第5号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第10、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について使用貸借の件を議題とします。
議案第6号、番号1番の件について、審議いたしますので事

務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について使用貸借でございます。農地法第5条の規定による転用許可申請のありました貸主、■■■■さん、借主、■■■■さん外1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。

番号1番です。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約5.3キロの箇所で、土地所有者と転用計画者による農家住宅の建設のための使用貸借権による転用許可申請でございます。申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において指定される農業振興地域内でございますけれども農用地の除外済みでございます。

また、都市計画区域内となっております。農用地の転用は原則不許可でございますが、農地法施行規則第38条並びに第39条第1項に該当する施設でありまして、農家住宅の建設は、転用農地転用を許可することができるとされているため、転用はやむを得ないと認められるものでございます。詳細につきましては、議案10ページをご確認ください。

以上で説明終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい、ただいま事務局の説明のとおりです。■■■■さんは、現在、市街地から通って農業を行っております。通勤にも時間がかかり、農作業に与える影響があるとのこと。実家の横に住宅を建てるということで親子間の連携も取れ、作業効率も上がると思っておりました。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。
番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 今朝、第2班で現地を見てまいりました。農家住宅の建設ということで問題なしとしました。以上です。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第6号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第6号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 続いて議案第6号、番号2番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号2番でございます。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約9.5キロの箇所で、土地所有者と転用計画者による農業用施設の格納庫乾燥施設等の建設のための使用貸借権による転用許可申請でございます。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農業振興地域内でございますが、農用地の施設用地として申請中でありまして、この後許可が出る予定でございます。また、都市計画区域外となっております。農用地の転用は原則不可でございますけれども農地法第5条の(2)に該当する施設でございますして転用を許可することができるため、転用はやむを得ないと認められるということでございます。詳細につきましては、議案11ページのほうご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 ■■■■さんは、近年、農地の拡大をされておりまして、それに伴い作業員の弟さん、そして今年、お子さんが帰られてきました。その規模拡大そして経営も拡大されているという部分で、農作業機械もしくは乾燥施設の新たな拡大をしなければいけないということですが、住宅近くにそのような宅地というスペースが無く、このようになりました。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 長 ありがとうございます。
番号2番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。
- 班長 第2班で今朝、現地を確認してまいりました。農業用施設用地ということで規模拡大に伴うものだと思います。問題なしと判断しました。以上です。
- 議長 長 ありがとうございます。
これより議案第6号、番号2番の件について、質疑に入ります。

す。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第6号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に日程第11、議案第7号、農用地利用集積計画、案について、令和6年5月1日公告予定分の件を議題とします。
- 議 長 議案第7号、番号1番の件については、■■番■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■■委員の退席をお願いいたします。

【■■委員退席】

- 議 長 議案第7号、番号1番の件について審議いたしますので事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第7号、農用地利用計画集積計画案について、令和6年第4回令和6年5月1日公告予定分でございます。
■■■■■■さん外36件、改善組合了承済みから利用権設定の提案のありました、所有権移転の移転12件、賃貸25件について申出がありましたので、農業経営基盤促進強化促進法附則、令和4年5月27日法律第56号の第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。
番号1番につきましては、所有地処分に伴う売買でございます。以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第7号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第7号、番号1番の件について、原案どおり決定するこ

とに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
■■■■委員の入場を認めます。

【■■■■委員入場】

○議 長 ■■■■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 続いて、議案第7号、番号2番から番号37番までの件については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは番号2番から説明させていただきます。
番号2番から番号5番につきましては、規模縮小に伴う売買でございます。
番号6番から番号9番につきましては、所有地処分に伴う売買となっております。
番号10番から番号12番につきましては、議案1号にて解約になった場所の売買となっております。
番号13番から番号19番につきましては、賃貸の更新、番号20番から番号30番につきましては、新規の賃貸となっております。
番号31番から34番につきましては、農業公社の事業を使うまでの賃貸借となっております。
番号35番から37番につきましては、議案第1号で保有合理化事業による賃貸の解約があったところの新たな賃貸借となっております。
以上、設定を受ける者37件29名8法人、設定をする者37件32名5法人、田85筆588,017平米、畑155筆1,246,839平米、計240筆1,834,856平米です。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第7号、番号2番から番号37番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第7号、番号2番から番号36番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年、第4回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和6年4月25日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

荒 川 博 彦

美瑛町農業委員

大 場 男